

奈良県公報

目次

ページ

- 〈公安委員会規則〉
○奈良県警察組織規則の一部を改正する規則 一

公安委員会規則

奈良県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月17日

奈良県公安委員会

委員長 西 口 廣 宗

奈良県公安委員会規則第2号

奈良県警察組織規則の一部を改正する規則

奈良県警察組織規則（昭和43年6月奈良県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2の(1)奈良警察署の表猿沢池交番の項、春日野交番の項及び法蓮駐在所の

項を削り、同表中

若 荷 駐 在 所

を

田 原 駐 在

所
に改める。

別表第2の2の(2)奈良西警察署の表鳥見交番の項を削る。

別表第2の2の(8)宇陀警察署の表大宇陀幹部交番の表東平尾駐在所の項を削る。

別表第2の2の(10)橿原警察署の表曲川交番の項中「橿原市曲川町6丁目」を「橿原市

曲川町7丁目」に改め、同表中

耳 成 交 番	橿原市石原田町
葛 本 交 番	橿原市葛本町

を

葛 本 交 番	橿原市葛本町
香 久 山 交 番	橿原市膳夫町

に改め、新沢駐在所の項、曾我駐在所の項、膳夫

駐在所の項及び鴨公駐在所の項を削る。

別表第2の2の(14)吉野警察署の表吉野神宮前駐在所の項を削る。

附 則

この規則は、平成17年3月28日から施行する。

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二一三二一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二一三五七七二二代

本誌は再生紙を使用しています。

